

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

## 1. 調達ポータルの利用

本調達は、府省共通の「調達ポータル（<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>）」（以下「ポータル」という。）を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、「紙」による入札書等の提出も可とする。

## 2. 競争入札に付する事項

- 入札件名 大阪合同庁舎第2・4号館廃棄物搬出処理業務
- 業務場所 大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番67号ほか 大阪合同庁舎第2・4号館
- 業務概要 大阪合同庁舎第2・4号館で発生した廃棄物について、適切に処理を行う。
- 業務期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日

## 3. 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 令和4・5・6年度財務省競争参加資格(全省庁統一資格)において、資格の種類が「 役務の提供等 」であり営業品目が「 建物管理等各種保守管理 」に登録のある者であって、「 B又はC 」等級に格付けされ、近畿地域の資格を有する者であること。
- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において、競争参加資格の再認定を受けている者であること。
- 当局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官等が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等当局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- 下記4.(2)の入札参加申込み及び仕様書等の交付を受けた者で、入札参加資格の審査に合格した者であること。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、大阪市長から一般廃棄物の収集運搬業の許可を取得している者であること。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、大阪府知事又は大阪市長から産業廃棄物の収集運搬業の許可（仕様書に記載する廃棄物の種別の全てについての許可）を取得している者で、かつ、次の（ア）又は（イ）に該当する者であること。  
（ア）廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、自ら産業廃棄物の処分業の許可（仕様書に記載する廃棄物の種別にかかる許可）を取得している者であること  
（イ）廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物の処分業の許可（仕様書に記載する廃棄物の種別にかかる許可）を取得している者と提携し、処理業務を行うことができる者であること。
- 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）に基づき、環境配慮への取組状況及び優良基準への適合状況に関して入札説明書に記載する基準を満たしている者であること。

## 4. 契約条項を示す場所及び入札参加申込みに関する事項

- 契約条項を示す場所及び仕様書等の閲覧場所  
大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館 1階  
近畿財務局総務部合同庁舎管理官 電話 06（6949）6461（直通）
- 入札参加申込み及び仕様書等の交付  
ポータルによる入札：入札参加希望者は、下記の提出書類を添付（PDFファイル）の上、ポータルにより入札参加申込みを行うこと。  
紙による入札：入札参加希望者は、下記の提出書類、「紙による入札への参加について」（別紙3）及び「入札参加資格確認申請書」（別紙8）を（1）の場所へ持参又は郵送にて提出し、入札参加申込みを行うこと。  
提出書類：① 上記3の（1）に係る等級決定通知書の写し  
② 指名停止等に関する申出書(別紙1)  
③ 誓約書(その1)(別紙4)  
④ 誓約書(その2)(別紙5)、及び、役員等名簿(別紙6)  
⑤ 機能等証明書(別紙7)  
⑥ 上記3の（9）を証する書類  
仕様書等の交付：提出書類の確認後、仕様書等を交付する。  
受付期間：令和7年2月20日（木曜日）から令和7年3月5日（水曜日）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）（受付時間 9時～12時 13時～16時30分）  
交付期間：令和7年2月20日（木曜日）から令和7年3月5日（水曜日）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）（交付時間 9時～12時 13時～16時30分）
- 入札参加資格の確認  
入札参加資格の審査結果は 令和7年3月6日（木曜日）までにポータルにて通知する（ただし、紙による入札の場合は、入札参加資格審査の結果、「不合格」となった場合のみ書面にて通知する。）。なお、入札参加資格が「不合格」の場合には、入札に参加できない。

## 5. 入札事項等説明及び入札の日時、場所

- 現場説明 省略
- 入札書受領期間 令和7年3月7日（金曜日）から令和7年3月11日（火曜日）（受付時間 9時～12時 13時～16時30分）  
（紙による入札で郵送の場合：令和7年3月11日（火曜日） 16時30分必着）
- 開札日時及び場所 日時：令和7年3月12日（水曜日） 11時00分  
場所：大阪合同庁舎第4号館 8階 近畿財務局会議室

## 6. 入札保証金及び契約保証金

- 入札保証金：免除。
- 契約保証金：免除。なお、契約保証金の免除に当たっては、落札者が契約締結の際に令和7・8・9年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）を有していることを条件とする。

## 7. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、入札参加資格確認申請書又は提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 8. 入札書の記載金額について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

## 9. 契約書作成の可否

契約締結に当たっては契約書を作成するものとする。

## 10. その他

- 予算決算及び会計令第9条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 提出書類の提出、質問書の提出、入札書の提出及び開札等の手続きに関して、ポータルにおいて障害等が発生し、ポータルによる処理ができない場合、各手続きについては別途通知する日時、方法等に変更する場合がある。

以上

令和7年2月20日

支出負担行為担当官  
近畿財務局総務部次長 中田 慎一

# 入札説明書

( 大阪合同庁舎第2・4号館廃棄物搬出処理業務 )

本調達は、府省共通の「調達ポータル (<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>)」(以下「ポータル」という。)を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、「紙」による入札書等の提出も可とする。

## 1. 入札参加者の心得

- (1) 入札参加者は会計法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、予算決算及び会計令、契約事務取扱規則、その他関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 入札参加者は入札に際し、入札執行担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、不穏な言動等により、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことをしてはならない。
- (3) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をとる等、入札執行担当職員が入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取り止めることがある。
- (4) 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたとき入札執行担当職員が認めるときは、入札を延期し又は取り止めることがある。

## 2. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び住所

- (1) 契約担当官等 支出負担行為担当官 近畿財務局総務部次長 中田 慎一
- (2) 所属する部局 近畿財務局
- (3) 所在地 〒540-8550 大阪府中央区大手前4丁目1番76号  
大阪合同庁舎第4号館

## 3. 仕様書等の交付

- (1) ポータルによる入札の場合  
ポータルにて入札公告4.(2)の提出書類の提出が確認された後、ポータルに登録されているメールアドレス宛に送信する。  
なお、ポータル登録以外のメールアドレスへの送信を希望する場合は、誓約書(その1)(別紙4)に送信を希望するメールアドレスを記載すること。
- (2) 紙による入札の場合
  - ① 持参による入札参加申込の場合  
入札公告4.(2)の提出書類の提出が確認された後、入札公告4.(1)の場所にて交付する。
  - ② 郵送による入札参加申込の場合  
入札公告4.(2)の提出書類の提出が確認された後、郵送により交付する。  
なお、メールアドレスへの送信を希望する場合は、誓約書(その1)(別紙4)に送信を希望するメールアドレスを記載すること。

## 4. 問い合わせ等

- (1) 仕様書に関し質疑等がある場合は、次のいずれかの方法により質問すること。
  - ① ポータルによる質問  
ポータルの「質問回答機能」により、次の期限までに質問を登録すること。  
なお、質問内容は、他の入札参加者も参照できるので、社名等を特定、類推させる情報は、記載しないこと。  
期限： 令和7年3月6日(木曜日) 14時 まで
  - ② 紙による質問  
質問書(任意様式)を作成し、以下の期限までに、入札公告4.(1)の場所へ提出(郵送可)または下記メールアドレス宛に送信すること。  
なお、質問書を提出した際は、入札公告4.(1)へその旨を連絡すること。  
期限： 令和7年3月6日(木曜日) 14時 まで  
メールアドレス： kinki\_goucho@kk.lfb-mof.go.jp  
(※「lfb-mof」→エル・エフ・ピー・ハイフン・エム・オー・エフ)  
メール表題：「 大阪合同庁舎第2・4号館廃棄物搬出処理業務 」質問書提出 と記載
- (2) (1)の質問に対する回答は、次のとおりポータル上で公開、及び当局にて閲覧に供するので、内容については、入札書等の提出までに必ず確認すること。なお、閲覧の際、希望者には写しを交付するので申し出ること。
  - ① ポータル上での公開及び当局にて閲覧・交付の日時  
令和7年3月7日(金曜日) 14時 から  
令和7年3月11日(火曜日) 16時30分 まで
  - ② 閲覧・交付場所  
入札公告4.(1)の場所

③ 紙による入札参加者で電子メールでの送信を希望する場合

4.(1)②のメールアドレス宛に、令和7年3月6日(木曜日)までに下記のとおり送信希望メールを送信し、着信を確認すること。

メール表題： 「大阪合同庁舎第2・4号館廃棄物搬出処理業務」 回答書希望 と記載

メール本文： 入札者氏名(法人の場合は、法人名及び代表者の氏名)、連絡先を記載

なお、希望者のメールソフトの設定等により、当局とのメール送受信ができない場合は、閲覧又は写しの交付を受けること。

(3) 仕様書以外に関する事項の問い合わせ

① 入札書及び契約手続に関する事項

入札公告4.(1)に同じ

② ポータルに関する事項

ポータル ヘルプデスク 受付時間 平日 9時00分 - 17時30分

TEL 0570 (000) 683 (ナビダイヤル) 03 (4332) 7803 (IP電話等をご利用の場合)

FAX 017 (731) 3352

(4) 証明書等の提出

仕様書の交付を受けたのち、入札公告4.(2)に定める受付期間内に、以下の書類を提出し、入札公告4.(3)に定める入札参加資格の審査をうけること。

- ・ 入札公告3.(10)を証する書類
- ・ 点数報告書及び根拠資料(提携業者含め、全社分を提出すること。)  
入札公告3.(11)で定める基準は、別紙配点表による加点が4.5点以上であることとする。なお、業務提携により産業廃棄物の処理業務を行う場合は、提携業者に係る点数報告書等を入札参加希望者の名で提出すること。
- ・ 直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度の自己資本比率が10%以上であることを証する書類(優良産廃業者認定制度の認定業者でない場合)
- ・ 直前3年の各事業年度における経常利益金額と減価償却費をたした額の平均値がプラスとなっていることを証する書類(優良産廃業者認定制度の認定業者でない場合)

(5) 入札公告4.(3)に定める入札参加資格審査の結果、不合格となった理由について説明を求められることができる。この説明をを求める場合は、令和7年3月6日(木曜日) 16時30分までにシステムの「質問回答機能」により登録すること。なお、「書面(任意様式)」による場合は、同期限までに入札公告4.(1)の場所へ提出すること。

## 5. 入札の実施方法

(1) 共通事項

- ① 競争入札に参加しようとする者は、入札公告、入札説明書及び仕様書等を十分承知すること。  
なお、ポータルによる入札の場合、上記とともにポータル利用規約及びポータルで定める手続きを十分承知すること。
- ② 提出した入札書等の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。
- ③ 入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。
- ④ 入札者、その代理人又は復代理人(以下「代理人等」という。)は、本件入札において他の入札者の代理人等を兼ねることはできない。
- ⑤ 開札後、原則、入札参加者全員の商号又は名称及び入札金額を公表するものとする。

(2) 入札書等の提出

入札書等は、次のいずれかの方法により提出しなければならない。

① ポータルによる入札書の提出

ポータルで定める手続きに従い、入札公告5.(2)に定める入札書受領期間に入札書を提出すること。

② 紙による入札書の提出

入札書(様式第1号・紙入札者用)は、改ざんを防ぐため、ボールペン又はペン等、容易に文字を消せない筆記具で記載すること。

入札書は、入札公告5.(2)に定める入札書受領期間に入札公告4.(1)の場所へ持参又は郵送により提出すること。

(令和7年3月11日 16時30分必着)

なお、入札書は封筒に入れ、かつ、表面に入札者氏名(法人の場合は、その名称又は商号)及び『令和7年3月12日 開札「大阪合同庁舎第2・4号館廃棄物搬出処理業務」 入札書在中』と記載すること。

また、代理人又は復代理人が入札する場合は、代理人用(別紙2)又は復代理人用(別紙2(1)と(2))の委任状を入札書の提出までに、入札公告4.(1)の場所へ提出すること。

### (3) 入札書の要件

入札公告7. に定めるほか、次の各号に該当する入札書は無効とする。

① ポータルによる入札の場合においてポータル利用規約に違反した者の入札書。

② 紙による入札の場合において、次の各号に該当する入札書。

イ. 入札者の氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）の記載及び入札者の押印のない入札書（代理人等が入札する場合は、代理人等の氏名を併せて記入のうえ、委任状に捺印した代理人等の印を押印すること）。

なお、入札書に記載する商号又は名称欄・代表者氏名欄については、委任状の有無にかかわらず支店名・支店長名での記名押印は無効とするので注意すること。

ロ. 入札金額の記載がない、または明確でない入札書。

ハ. 入札金額の記載を訂正した入札書であって、その訂正について入札者の印（代理人等が入札する場合は委任状に捺印した代理人等の印）を押していない入札書。

ニ. 入札者の氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）又は代理人等の氏名が明確でない入札書。

ホ. 入札書の日付が明確でない、あるいは入札書受領期間より後の日付が記載されている入札書。

ヘ. ボールペン又はペン等容易に文字を消せない筆記具で記載していない入札書。

### (4) 開札手続き等

開札手続きは、ポータルによる入札書等の提出があった場合、紙による入札等も含め、ポータルにより処理するものとする。

### (5) 同価の入札

落札となるべき者が二人以上あるときは、ポータルにおいて「電子くじ」を実施し、落札者を決定するものとする。

① ポータルによる入札者又はその代理人等は、ポータルで入札書を提出する際に電子くじ番号（任意の3桁の数字）を入力すること。

② 紙による入札者又はその代理人等は、紙で入札書を提出する際に、電子くじ番号（任意の3桁の数字）を併せて記載すること。

③ 電子くじ番号（任意の3桁の数字）の入力や記載がない、又は記載が明確でない場合は、入札執行事務に関係のない職員が電子くじ番号を代わって決定する。

### (6) 再度入札

① 開札の結果、落札となるべき入札者がいないときは、再度入札の日程を改めて連絡する。また、別途指示があった場合は、当該指示に従うこと。

② 再度入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者とする。なお、当初の入札で入札書が無効であった者及び再度入札において辞退した者は、その後の再度入札に参加はできない。

③ 当初の入札においてポータルにより入札した者は、再度入札において紙による入札はできないものとする。また、当初の入札において紙により入札した者は、再度入札においてポータルによる入札はできないものとする。

④ 入札者又はその代理人等は、入札執行責任者により開札手続きの終了を告げられるまで、若しくは入札執行責任者の許可なくして開札場所からの退出はできない。また、上記によらず開札場所を退出した場合は、辞退したものとする。

## 6. 入札の辞退

(1) 入札参加申込みを行なった者は、開札前かつ入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加について不利な扱いを受けない。

(2) 入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

① ポータルによる入札の場合、ポータルで定める手続きに基づき行う。ただし、入札書提出期間経過後は、入札を辞退する旨を記載した書面を契約担当官等に提出するものとする。

② 紙による入札の場合、入札を辞退する旨を記載した書面を契約担当官等に提出するものとする。

## 7. その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項

「契約書（案）」による。

(3) 支払いの条件

「契約書（案）」による。

(4) その他

① 本件入札に参加するために生じる一切の費用は、参加者の負担とする。

② 電子入札での添付ファイルは、ファイルの種類をPDFとし、用紙サイズをA4とすること。また、容量は3メガバイト以下とし、超える場合は入札公告4.(1)の場所へ持参、郵送または4.(1)②のメールアドレス宛に送信すること。

- ③ 入札参加申込みに係る下記提出書類（別紙1、3～5及び7）の会社名・代表者氏名欄については、令和4・5・6年度一般競争(指名競争)参加資格(物品製造等)(全省庁統一資格)により通知した、等級決定通知書に記載されている会社名及び代表者氏名を記名の上、提出すること。なお、会社名及び代表者氏名の変更届済の場合はこの限りでない。
- イ. (別紙1)「指名停止等に関する申出書」
  - ロ. (別紙3)「紙による入札への参加について」 (提出が必要な場合)
  - ハ. (別紙4)「誓約書(その1)」
  - ニ. (別紙5)「誓約書(その2)」
  - ホ. (別紙7)「機能等証明書」
- (注) 上記提出書類は当局所定の様式を使用すること。
- ④ 本件入札に係る契約は、令和7年度予算が成立し、予算の執行が可能となったときをもって、契約締結日とする。本件の場合は、令和7年度予算が令和6年度内に成立することを前提とすれば、契約締結日は、令和7年4月1日となる。

令和 年 月 日

## 指名停止等に関する申出書

支出負担行為担当官

近畿財務局総務部次長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

法人番号 ( )

\* 国税庁が定める13桁の番号を記入してください。

入札件名： 大阪合同庁舎第2・4号館廃棄物搬出処理業務

---

の入札に当たり、当社は、各省各庁から指名停止等を受けていないことを申し出ます。

また、本日以降に、各省各庁から指名停止等の措置を受けた場合は、直ちに指名停止等の通知書等を提示するとともに、本入札には参加いたしません。



## 委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
近畿財務局総務部次長 殿

住 所

商号又は名称

代理人氏名 ⑩

復代理人 住 所

所属（役職名）

復代理人氏名 ⑩

私は \_\_\_\_\_ を復代理人と定め、下記権限を委任します。

### 記

1. 委任事項 大阪合同庁舎第2・4号館廃棄物搬出処理業務  
に係る入札に関する一切の権限

2. 委任期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日  
(委任日) から (開札を行う日)

以上

## 委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
近畿財務局総務部次長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

代理人 住 所

所属（役職名）

代理人氏名

印

当社は \_\_\_\_\_ を代理人と定め、下記権限を委任します。

### 記

1. 委任事項 大阪合同庁舎第2・4号館廃棄物搬出処理業務  
に係る入札に関する一切の権限  
及び復代理人選任に関する権限

2. 委任期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日  
(委任日) から (開札を行う日)

以上

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
近畿財務局総務部次長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

---

## 紙による入札への参加について

貴局発注の下記一般競争入札案件について、調達ポータルを利用して入札に参加できないため、紙により入札に参加いたします。

### 記

1. 入札件名 大阪合同庁舎第2・4号館廃棄物搬出処理業務
2. 調達ポータルを利用して入札に参加できない理由  
(理由)

以 上

令和 年 月 日

## 誓 約 書 (その1)

支出負担行為担当官

近畿財務局総務部次長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(担当者氏名・連絡先)

当社は、下記入札に係る入札参加あるいは請負に関連し以下の事項を誓約します。

- 1 近畿財務局(以下「当局」という。)から交付された設計図書等(電子データを含む。)により知り得た一切の情報について、当社・協力企業・下請企業及び各企業の社員等においてその秘密性を守り、本件入札参加及び本件業務以外の目的での使用、情報の漏えい等しないこと。
- 2 本誓約書に違反し、当局又は国に損害を与えた場合、当社が損害賠償の責を負うこと。
- 3 本誓約書に違反し、当局が競争参加資格停止等の措置に係る調査を実施するときは協力すること。

## 記

入札件名：大阪合同庁舎第2・4号館廃棄物搬出処理業務

仕様書等の送信希望メールアドレス：

※調達ポータルによる入札で、ポータル登録以外のメールアドレスへの送信を希望する場合

※紙による入札で、メールアドレスへの送信を希望する場合

## 誓 約 書 (その2)

- 私  
 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、貴職において必要と判断した場合に、別添役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

## 記

## 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

## 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

近畿財務局総務部次長 殿

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

※添付資料：役員等名簿

## 役員等名簿

法人（個人）名：

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
	( )	T S H 年 月 日	男・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男・ 女	

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

※当該役員等名簿は例示であるため、「役職名」「氏名(フリガナ)」「生年月日」「性別」及び「住所」の項目を網羅していれば、様式は問わない。

# 機 能 等 証 明 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿財務局総務部次長 殿

住 所

氏名又は会社名

代表者氏名

---

入札件名： 大阪合同庁舎第2・4号館廃棄物搬出処理業務

---

上記の入札に関し、当社が入札が、仕様書等に示された要求項目の全てを

満たすことを保証いたします。

以上

## 入札参加資格確認申請書

受付番号 \_\_\_\_\_

入札件名 大阪合同庁舎第2・4号館廃棄物搬出処理業務

上記入札の入札参加を申し込みます。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿財務局総務部次長 殿

申込者： 住 所

(ふりがな)

商号又は名称

担当者名

連絡先

受 付  
印

## 入札参加資格確認申請書受付票

入札件名 大阪合同庁舎第2・4号館廃棄物搬出処理業務

上記入札の入札参加の申し込みを受付しました。

令和 年 月 日

商号又は名称 \_\_\_\_\_ 殿

近畿財務局総務部合同庁舎管理官

注 意 事 項

1. この受付票は、入札書提出の際に提出すること。  
(ただし、失念した場合は後日提出すること。)
2. 質問等については、入札説明書に記載の方法により照会すること。
3. 受付受理後、当局の審査において入札参加資格が不合格であると判断したものは別途文書で通知する。

# 点数報告書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿財務局総務部次長 殿

所在地

商号又は名称

代表者名

令和7年2月20日付で公告のありました大阪合同庁舎第2・4号館廃棄物搬出処理業務のうち、産業廃棄物に係る業務における環境配慮等への取組状況について、下記内容に相違ないことを誓約いたします。

## 記

産業廃棄物の処理における環境配慮等への取組状況に関する配点表に基づき算定した点数の合計が45点以上（満点75点）であること。

評価項目	区分（評価）	点数
<b>環境配慮への取組状況</b>		
①環境／CSR 報告書	環境/CSR 報告書の作成・公表を実施している。	
②温室効果ガス等排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施している。	
③従業員への研修・教育	全従業員に対し定期的な研修・教育を実施している。	
<b>優良基準への適合状況</b>		
①優良適正（遵法性）	特定不利益処分を5年間受けていない。	
②優良産廃業者	優良産廃業者認定制度の認定業者。 ※優良産廃業者認定制度の認定業者であれば以下 ③～⑥は不要。	
③事業の透明性	インターネットによる情報公開を実施。	
④環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証を取得。	
⑤電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入、利用可能。	
⑥財務体質の健全性	自己資本率や経常利益金額等の財務状況。）	
合 計		

※点数を算出するにあたり、加点根拠とした資料を添付すること。

# 点数報告書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿財務局総務部次長 殿

所在地

商号又は名称

代表者名

令和7年2月20日付で公告のありました大阪合同庁舎第2・4号館廃棄物搬出処理業務のうち、産業廃棄物に係る業務における提携業者の環境配慮等への取組状況について、下記内容に相違ないことを誓約いたします。

廃棄物種類：

提携業務内容：

提携業者：所在地

商号又は名称

代表者名

記

産業廃棄物の処理における環境配慮等への取組状況に関する配点表に基づき算定した点数の合計が45点以上（満点75点）であること。

評価項目	区分（評価）	点数
<b>環境配慮への取組状況</b>		
①環境／CSR 報告書	環境/CSR 報告書の作成・公表を実施している。	
②温室効果ガス等排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施している。	
③従業員への研修・教育	全従業員に対し定期的な研修・教育を実施している。	
<b>優良基準への適合状況</b>		
①優良適正（遵法性）	特定不利益処分を5年間受けていない。	
②優良産廃業者	優良産廃業者認定制度の認定業者。 ※優良産廃業者認定制度の認定業者であれば以下③～⑥は不要。	
③事業の透明性	インターネットによる情報公開を実施。	
④環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証を取得。	
⑤電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入、利用可能。	
⑥財務体質の健全性	自己資本率や経常利益金額等の財務状況。）	
合 計		

※点数を算出するにあたり、加算根拠とした資料を添付すること。 16

直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度の  
自己資本比率が10%以上であることを証する書類

支出負担行為担当官  
近畿財務局総務部次長 殿

以下のとおり相違ないことを証明します。

事業年度	純資産合計 (円)	負債・純資産合計 (円)	自己資本比率 (%)
年度 (3年前事業年度)	(A)	(B)	(A) / (B)
年度 (2年前事業年度)	(C)	(D)	(C) / (D)
年度 (前年度)	(E)	(F)	(E) / (F)

上記の表より、 年度、 年度、 年度において自己資本比率が10%以上である。

なお、自己資本比率の計算方法は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3. 6 財務体質の健全性に係る基準」における「① 自己資本比率に係る基準」にある定義に従って算出した。

年 月 日

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

直前3年の各事業年度における経常利益金額と減価償却  
費をたした額の平均値がプラスとなっていることを証する

## 書類

支出負担行為担当官  
近畿財務局総務部次長 殿

以下のとおり相違ないことを証明します。

事業年度	経常利益金額 (円)	減価償却費 (円)	経常利益+減価償却 (円)
年度 (3年前事業年度)			(ア)
年度 (2年前事業年度)			(イ)
年度 (前年度)			(ウ)

年度～ 年度3カ年の「経常利益」+「減価償却」の平均値

$$\frac{\begin{array}{|c|} \hline (ア) \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline (イ) \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline (ウ) \\ \hline \end{array}}{3} = \underline{\hspace{2cm}}$$

上記より、 年度、 年度、 年度の経常利益金額と減価償却費をたした額の平均値がプラスとなっている。

なお、経常利益金額等の計算方法は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3. 6 財務体質の健全性に係る基準」における「② 経常利益金額等に係る基準」にある定義に従って算出した。

年 月 日

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

## 産業廃棄物の処理における環境配慮等への取組状況に関する配点表

下記に係る要素に該当すれば配点のとおり加点とする。

評価項目	区分(評価)	点数
<b>環境配慮への取組状況</b>		(最大) <b>25</b>
① 環境／CSR報告書	環境／CSR報告書の作成・公表を実施している。	10
② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施している。	10
③ 従業員への研修・教育	全従業員に対し定期的な研修・教育を実施している。	5
<b>優良基準への適合状況</b>		(最大) <b>50</b>
① 優良適正(遵法性)	契約業務の入札日からさかのぼって特定不利益処分を5年間受けていない。	10
	契約業務の入札日からさかのぼって特定不利益処分を受けた時点から5年に満たない。	-5
	契約業務の入札日からさかのぼって新規参入後5年に満たない。	0
② 優良産廃業者	優良産廃業者認定制度の認定業者である。	40 ※1
以下③～⑥は優良産廃業者認定制度の認定業者であれば不要		
③ 事業の透明性 ※2	事業者の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業務の許可の内容、産業廃棄物処理施設的能力等の情報をインターネットで公表している。	(10)
④ 環境配慮の取組 ※2	環境マネジメントシステムの認証を取得している。	(10)
⑤ 電子マニフェスト ※2	電子マニフェストシステムへ加入し、利用可能である。	(10)
⑥ 財務体質の健全性 ※2	自己資本率や経常利益金額等の平均値等、事業者の財務状況により評価する。 (判断基準・・・1～3全ての項目を満たすこと) 1. 直前3年の各事業年度のうち、いずれかの事業年度における自己資本率が10%以上 2. 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値がプラス 3. 産業廃棄物処理業務等の実施に関連する納税、社会保障及び労働保険料の納付について、滞納していないこと。	(10)
合計(最大)		<b>75</b>

※1: **優良認定業者**の場合は、以下③～⑥は**免除**され、40点加算される。

※2: 優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3 優良基準」を参照のこと。